

病児・病後児保育のご案内

お子さんが、入院治療を要しない病気治療中や、病気の回復期で集団生活が困難な期間に保護者の方が就労などにより家庭での保育ができない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行います。

- 対象児童 町内に住所がある生後6か月から小学校6年生までの児童
- 保育時間 月～金曜 8:00～17:30(土、日、祝日、お盆、年末年始は利用できません)
- 場 所 上毛町病児・病後児保育施設(こうげクリニック内 TEL 72-2028)
- 利 用 料 1人1日 2,000円
(生活保護世帯は無料、市町村民税非課税世帯は500円、所得割課税額48,600円未満の世帯は1,000円となります)
- 利用手続 利用するためには、**毎年度1回事前登録が必要**となりますので、子ども未来課で手続きを行ってください。
※**手続きに必要なもの**／印鑑、児童の健康保険被保険者証、母子手帳

一時保育のご案内

保護者の方がパート就労・ケガや病気・出産・介護などにより、お子さんを家庭で保育することができないときに、一時的に専用施設で保育を行います。

- 対象児童 町内に住所がある1歳児(平成31年4月1日現在で1歳以上)から小学校就学前の児童
- 保育時間 月～金曜 8:30～16:30まで(土、日、祝日、年末年始は利用できません)
- 場 所 大平保育所(TEL 84-8033)
- 利 用 料 ◎3歳未満児 1日 2,000円 半日 1,000円
◎3歳以上児 1日 1,600円 半日 800円
- 利用手続 利用するためには、**毎年度1回事前登録が必要**となりますので、子ども未来課で手続きを行ってください。
※**手続きに必要なもの**／印鑑



企業主導型保育施設保育料補助金のお知らせ

家庭における経済的負担を軽減し、子育て家庭の仕事と育児の両立を支援するため、企業主導型保育施設への入所に伴う保育料を町が補助します。事前に申請が必要となりますので、子ども未来課で手続きを行ってください。なお、詳細については下記までお問い合わせください。

補助対象者	企業主導型保育施設の地域枠に入所している第2子以降3歳未満である児童の保護者
補助金額	第2子 保育料の1/2補助 (上限17,500円/月) 第3子以降 保育料全額補助 (上限35,000円/月)

- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線229)

日本脳炎定期予防接種のお知らせ

日本脳炎予防接種は、平成17年度から平成21年度にかけて積極的な勧奨を差し控えていました。**平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方**は、20歳になるまでの間であれば不足分を定期接種として受けることができます。

また**平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた方**は、生後6か月～7歳6か月未満あるいは、9～13歳未満の間に第1期の不足分を定期接種として受けることができます。

母子手帳で日本脳炎予防接種の接種歴をご確認ください。

- 問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線223)



高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について

対象年齢となる方(65歳以上)には4月に通知をします。通知が届いた方でも、過去に肺炎球菌予防接種(23価肺炎球菌予防接種)を受けた方は対象となりませんのでご注意ください。

2020年3月31日までの接種に限り、定期予防接種として全額公費負担となります。なお、国の方針で期間が延長されていますのでご了承ください。

※平成31年度のみ100歳以上の方も対象となります。
(大正8年4月1日以前に生まれた方)
※60歳～64歳で、身体障害者手帳1級程度の障がいを持つ方も対象となります。

- 接種回数 1回
- 接種料金 全額公費負担

上毛町地域包括支援センター 嘱託職員募集

- ◎採用予定人数/1名
- 勤務場所 上毛町地域包括支援センター(げんきの杜内)
- 職務内容 介護予防支援、訪問調査、介護予防サービス計画の作成など
- 雇用形態 嘱託職員(正規職員登用あり)
※社会福祉法人上毛町社会福祉協議会職員の身分を有する。
- 応募資格 次のいずれにも該当する方
(1)平成31年4月1日現在で60歳未満の方
(2)保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員、正看護師のいずれかの資格を有する方
(3)普通自動車運転免許(AT限定可)を有する方、または採用日までに取得見込みの方
- 雇用期間 6月以降～2020年3月31日(更新あり)
- 賃 金 月額156,800円～200,000円
(経年数などを考慮)
交通費、期末手当別途支給
- 保険適用 社会保険、雇用保険、労災保険
- 勤務日等 月～金曜(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15
- 応募方法 履歴書(資格証の写しを添付)を上毛町地域包括支援センターに提出してください。
- 受付期間 4月2日(火)～26日(金)
8:30～17:15(土・日を除く)
- 選考方法 書類審査及び面接による(後日、面接日を連絡します)
- 問い合わせ・提出先
長寿福祉課 上毛町地域包括支援センター(げんきの杜内)
TEL 84-7322(内線431)

軽自動車税の減免について

身体や精神に障がいのある方が使用する軽自動車などで、一定の要件に該当する場合は、納税義務者の申請により軽自動車税が減免になります。

- 対象となる車両
・障がいを持つ方が所有する軽自動車
・障がいを持つ方のために運転する軽自動車(生計同一の方)
※障がいの等級によっては減免の対象にならない場合があります。
- 申請に必要なもの
・印鑑
・身体障害者手帳など(障がいの等級が確認できる書類)
・運転免許証(運転する方のもの)
・車検証(車検が必要な車両の場合)
・納税義務者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

- 申請期限 5月31日(金)まで
※申請は、毎年必要ですご注意ください。
- 申請・問い合わせ先
税務課 税務係 TEL 72-3113(内線136)

普通自動車(自動車税)の減免については、下記の問い合わせ先までご確認ください。

- 申請・問い合わせ先
行橋県税事務所 総務課 TEL 0930-23-2216
※減免の対象となる車両は、軽自動車か普通自動車のいずれか1台です。

ブロック塀等撤去費補助金のお知らせ

地震による倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

- 対象となる工事
①道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀など
②町が危険と判断したもの
- 助成金額
撤去工事費の2分の1(ただし10万9千円を限度)
※補助金を希望する場合は、町との事前協議が必要です。
※撤去後、ブロック塀を再築する場合は建築基準法、その他関係法令の遵守が必要です。

老朽危険家屋等除却促進事業補助金のお知らせ

老朽化して危険度の高い空き家などの除去費用の一部を助成します。

- 対象となる工事
①周辺の住環境等を悪化させ放置されているもの
②木造若しくは軽量鉄骨造の建築物
③危険度判定の結果、基準を満たしたもの
④補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと
- 助成金額
撤去工事費の2分の1(ただし50万を限度)
※補助金を希望する場合は、町との事前協議が必要です。

- 問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

固定資産税についてのお知らせ

◎**縦覧制度について**
この制度は、固定資産税の納税者自身が固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するために、他の土地・家屋の価格と比較ができるように行われるものです。

- 縦覧期間 4月1日(月)～5月31日(金)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)
- 縦覧場所 税務課
- 縦覧できるもの
土地価格等縦覧帳簿:所在地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿:所在地、家屋番号、用途、構造、床面積、評価額

■縦覧できる人
土地または家屋の固定資産税納税者、納税管理人、納税者から委任された人
※**委任された人は本人確認ができるものと委任状をお持ちください。**

◎**土地の地目変更などについて**
平成31年度における固定資産税は、平成31年1月1日現在の状況により課税されますので、平成30年中に土地の地目や地積が変更となった場合は、変更後の内容により課税されることになります。

特に、**農地(田・畑)**や**山林**から、**宅地**や**雑種地**に**地目が変更となる場合は**、課税の基礎となる評価額が高くなるため、固定資産税の額も上がることとなりますのでご注意ください。
※**農地の転用許可を受けた場合や、太陽光発電設備の用地は雑種地または宅地での評価となります。**

- 問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線137)